| | |
|---|---|
| 昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで | 182 |
| 昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで | 172 |
| 昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで | 162 |
| 昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで | 153 |
| 昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで | 146 |
| 昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで | 139 |
| 昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで | 136 |
| 昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで | 131 |
| 昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで | 127 |
| 昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで | 124 |
| 昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで | 121 |
| 昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで | 117 |
| 平成元年４月１日から平成２年３月31日まで | 114 |
| 平成２年４月１日から同年７月31日まで | 111 |
| 平成２年８月１日から平成３年７月31日まで | 114 |
| 平成３年８月１日から平成４年７月31日まで | 111 |
| 平成４年８月１日から平成５年７月31日まで | 106 |
| 平成５年８月１日から平成６年７月31日まで | 104 |
| 平成６年８月１日から平成７年７月31日まで | 103 |
| 平成７年８月１日から平成８年７月31日まで | 100 |
| 平成８年８月１日から平成９年７月31日まで | 99 |
| 平成９年８月１日から平成10年７月31日まで | 98 |
| 平成10年８月１日から平成11年７月31日まで | 97 |
| 平成11年８月１日から平成12年７月31日まで | 97 |
| 平成12年８月１日から平成13年７月31日まで | 97 |
| 平成13年８月１日から平成14年７月31日まで | 96 |
| 平成14年８月１日から平成15年７月31日まで | 97 |
| 平成15年８月１日から平成16年７月31日まで | 98 |
| 平成16年８月１日から平成17年７月31日まで | 98 |
| 平成17年８月１日から平成18年７月31日まで | 98 |
| 平成18年８月１日から平成19年７月31日まで | 98 |
| 平成19年８月１日から平成20年７月31日まで | 98 |
| 平成20年８月１日から平成21年７月31日まで | 98 |
| 平成21年８月１日から平成22年７月31日まで | 98 |

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成21年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が平成21年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

## ○農林水産省告示第千百三十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十三日　農林水産大臣　山田　正彦

（「次のように」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**附　則**

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行後における飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第三十二条第一項の規定に基づく飼料品質表示基準（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百六十号）別表（第二関係）の適用については、平成二十二年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。